

羽田空港対策特別委員会 令和 4 年 10 月 18 日
空港まちづくり本部 資料 27 番 所管 空港まちづくり課

事 務 連 絡  
令和 4 年 10 月 13 日

大田区 空港まちづくり本部 空港まちづくり課 御中

国土交通省航空局  
首都圏空港課

### 羽田空港におけるB滑走路からの西向き離陸に関する運用について

羽田空港におけるB滑走路からの西向き離陸に関しては、令和2年3月26日付31空空発第10633号「羽田空港の機能強化等に関する要望について」においてご要望を頂いているところですが、令和4年11月1日より下記の運用を実施することといたしますので、お伝えします。

なお、騒音の状況等を踏まえつつ、騒音軽減に向けて、引き続き方策を検討してまいります。

### 記

羽田空港のB滑走路から西向きに離陸する大型機（B777型機、A330型機）について、原則、滑走路末端の誘導路（B14）を使用し離陸することとする。

# 大型機のB滑走路末端からの離陸滑走について

- 羽田空港B滑走路から離陸する航空機は、B滑走路の離陸開始点として2つの誘導路(B13及びB14)を使用している。



- 羽田空港B滑走路から離陸する大型機※について、原則、滑走路末端の誘導路(B14)を使用し離陸することとする。 ※B777、A330 型機
- ⇒ 陸域の通過高度の引き上げや早期の旋回が可能となり、騒音影響の軽減を図る。

